

笠松町発注の週休2日制モデル工事实施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、笠松町（以下「発注者」という。）が発注する建設工事の週休2日を確保する工事（以下「週休2日制モデル工事」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(発注方式及び対象工事)

第2条 週休2日制モデル工事は、発注者が発注する工事のうち、適用が可能であり週休2日の確保が必要である工事から選定し、次のいずれかの発注方式で発注する。

- (1) 発注者指定型 発注者が、週休2日制モデル工事に取り組むことを指定する方式
- (2) 受注者希望型 受注者が、工事着手前に発注者に対して、週休2日制モデル工事に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式

2 以下に掲げる工事は、週休2日制モデル工事の対象としない。

- (1) 発注時に想定する現場作業日数（準備期間、片付け期間を除く。）が著しく短い工事（1週間程度）
- (2) 災害その他避けることのできない事由により週休2日制モデル工事が困難な工事（災害応急対策（随意契約の場合））
- (3) その他週休2日の確保が適当でないと判断される工事
(週休2日制モデル工事の種類及び定義)

第3条 週休2日制モデル工事は次の種類で発注する。

- (1) 週休2日制モデル工事（現場閉所） 現場閉所が可能な工事のうち、時間的制約がない工事
- (2) 週休2日制モデル工事（交替制） 交通規制、出水期等の制約がある工事、連続施工が必要な工事、その他社会的要請等により現場閉所が困難な工事

2 週休2日制モデル工事（現場閉所）における用語は、以下のとおり定義する。

- (1) 週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所日を確保したと認められる状態をいう。
- (2) 完全週休2日とは、対象期間において、週休2日を確保し、かつ土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する

休日（以下「祝日」という）を現場閉所日としたと認められる状態をいう。

(3) 完全週休2日（土日）とは、対象期間において、週休2日を確保し、かつ土曜日、日曜日を現場閉所日としたと認められる状態をいう。

(4) 現場閉所とは、巡回パトロール、保守点検、コンクリート養生等の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場又は現場事務所が閉所された状態をいう。この場合において、猛暑による作業不能、降雨、降雪等による予定外の状態においても、現場閉所として取り扱うものとする。

(5) 対象期間とは工事開始日（契約上の工事の始期日）から工事完成日（完成届に記載のある完成した日）までの期間から非対象期間を除いた期間をいう。

(6) 非対象期間とは、準備期間、後片付け期間、夏季休暇3日間（8月14日～8月16日頃）、年末年始休暇6日間（12月29日～1月3日頃）、工場製作のみ実施する期間、工事事故等による不稼働期間、天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間のほか、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間をいう。この場合において、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間を設定する場合は必要最低限の期間とし、対象外とする作業内容と期間を設計図書に明示する。

(7) 準備期間とは、工事開始日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資器材の搬入又は仮設工事が開始されるまでの期間）をいう。

(8) 後片付け期間とは、本体工事及び仮設工事完了後から工事完成日までの期間（事務手続、後片付け等のみが残っている期間）をいう。

(9) 現場閉所率とは、対象期間における現場閉所日の総日数を分子とし、対象期間の日数を分母とした率を指す。（小数点以下第2位以下切り捨て1位止め。）

(10) 週単位の週休2日（現場閉所）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土曜日及び日曜日に指定し、現場閉所率が28.5%以上の状態をいう。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っていれば、達成したものとみなす。受注者の責によらず土曜日及び日曜日に現場作業を行わざるを得ない場合は、受発注者間で協議した上で、同一の週内において、当該曜日に代わる現場閉所日を指定することができる。

(11) 月単位の週休2日（現場閉所）とは、対象期間の全ての月で現場閉所率が28.5%以上の状態をいう。ただし、暦上の土曜日、日曜日の閉所でも4週8休に満たない月は、当該月の土曜日、日曜日の合計日数以上の現場閉所を行ってれば、達成したとみなす。

(12) 通期の週休2日（現場閉所）とは、対象期間の現場閉所率が28.5%以上の状態をいう。

3 週休2日制モデル工事（交替制）における用語は、以下のとおり定義する。

(1) 週休2日交替制とは、対象期間（交替制）において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保を行ったと認められる状態をいう。

(2) 休日とは、技術者及び技能労働者が、当該工事の現場作業を24時間通して行っていない状態をいう。この場合において、猛暑による作業不能日、降雨、降雪等による予定外の休日についても含めるものとする。

(3) 対象期間（交替制）とは、技術者及び技能労働者の従事期間をいう。従事期間は、元請企業については現場作業着手日（現地測量、現場事務所の設置、資機材の搬入等に着手した日）から現場作業完了日（後片付け、資機材の搬出、清掃等が完了した日）までの期間とし、下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とする。この場合において、施工体制台帳上の工期のうち、実働期間が点々としている場合には、受発注者協議により適宜設定するものとし、非対象期間は、週休2日制モデル工事（現場閉所）の例による。

(4) 技術者とは、施工管理を行い直接的な作業を行わない現場代理人、監理（管理）技術者、下請主任技術者等をいう。

(5) 技能労働者とは、建設工事の直接的な作業を行う労働者をいう。

(6) 対象者とは、元請け並びに施工体制に組み込まれた技術者及び技能労働者で、対象期間（交替制）内で連続4週間以上従事している者とする。ただし、非常勤（臨時）で従事する者、従事期間が1週間未満となる者及び交替要員を設置した場合の交替要員は除く。

(7) 休日率とは、対象期間内に現場に従事した対象者の休日日数の対象期間（交替制）に対する割合（小数点以下第2位以下切り捨て1位止め）をいう。

(8) 平均休日率とは、対象期間内に現場に従事した対象者全員の休日率の平均値（小数点以下第2位以下切り捨て1位止め）をいう。

(9) 週単位の週休2日（交替制）とは、対象期間（交替制）の全ての週で平

均休日率が28.5%以上の状態をいう。

(10) 月単位の週休2日(交替制)とは、対象期間(交替制)の全ての月で平均休日率が28.5%以上の状態をいう。

(11) 通期の週休2日(交替制)とは、対象期間(交替制)の平均休日率が28.5%状態の状態をいう。

(入札公告、指名通知及び特記仕様書への記載)

第4条 発注者は、入札公告、指名通知及び特記仕様書において、週休2日制モデル工事(週単位又は月単位)である旨、発注方式及び種類を記載するものとする。

(実施方法等)

第5条 受注者は、週休2日制モデル工事を実施するに当たり、受注者希望型の場合は、契約締結後、工事着手前に週休2日確保工事を実施するか否かについて確認書(様式第1号)を提出し、発注者の承諾を得るものとする。

2 週休2日制モデル工事(現場閉所)は、以下のとおり実施すること。

(1) 受注者は、工事着手前に、原則、完全週休2日の予定工程表(任意様式)を発注者に提出すること。ただし、受注者の責によらず休日に現場作業を余儀なくされる場合は、それに代わる現場閉所日を指定し、発注者の承諾を得ること。この場合において、工期を延長又は一時中止により工期の終期が延長した場合は、「予定工程表」を変更した「変更予定工程表」(任意様式)を発注者に提出すること。

(2) 受注者は、対象期間終了時に、予定工程表又は変更予定工程表の対象期間において現場閉所日が確認できる実施工程表(任意様式)を発注者に提出すること。この場合において、発注者は、受注者から現場閉所日を確認できる書類(工事日誌等)の提示を受け、「実施工程表」を確認すること。

3 週休2日制モデル工事(交替制)は、以下のとおり実施すること。

(1) 受注者は、対象者の休日確保状況を整理し、週休2日制モデル工事(交替制)休日率確認表(様式2号)を毎月発注者へ提出するものとし、対象期間終了時には、対象期間全体の休日確保状況を整理し、週休2日制モデル工事(交替制)休日率確認表(様式第3号)を発注者に提出するものとする。

(2) 発注者は、受注者より提出される休日確保状況を確認する。この場合において、受注者の書類作成負担を考慮し、休日確保状況の確認に過度な資料を求めないよう留意すること。

4 災害等の受注者の責によらない不測の事態が生じ、週休2日制モデル工事の遂

行が困難となった場合は、受発注者の協議により週休2日制モデル工事の対象外とすることができる。

5 工事着手前に限り、受注者からの協議により、現場閉所を交替制に交替制を現場閉所に変更することができる。

(工事費の補正)

第6条 週休2日制モデル工事としたものについては、以下のとおり労務費、共通仮設費、現場管理費の補正を行う。

(1) 発注者指定型 週単位又は月単位の週休2日(現場閉所または交替制)の達成を前提とした下記ア、イ、エ又はオの補正係数を各経費に乘じ、当初予定価格を算出する。契約後に、週休2日制モデル工事(現場閉所)から週休2日制モデル工事(交替制)に、若しくは週休2日制モデル工事(交替制)から週休2日制モデル工事(現場閉所)に変更する場合は、工事費の補正を、規定する当初予定価格の算出に使用するそれぞれの方式の補正係数をもって各経費に乘じ、請負代金額を変更する。対象期間終了時に休工状況を確認し、下記達成状況に応じて請負代金額を変更する。現場閉所の場合は、下記ア又はイ、交替制の場合は下記エ又はオが達成できなかった場合、又は契約後に週休2日制モデル工事の対象外とした場合は、工事費の補正対象外とし、補正分を減額変更する。

(2) 受注者希望型 各経費の補正は行わず当初予定価格を算出する。対象期間終了時に休工状況を確認し、下記達成状況に応じて請負代金額を変更する。現場閉所の場合は下記ア又はイ、交替制の場合は下記エ又はオが達成できなかった場合、又は契約後に週休2日制モデル工事の対象外とした場合は、補正しない。

ア 週単位の週休2日(現場閉所)を達成した場合

【労務費】 1.02

【共通仮設費率】 1.02

【現場管理費率】 1.03

イ 月単位の週休2日(現場閉所)を達成した場合

【労務費】 1.02

【共通仮設費率】 1.01

【現場管理費率】 1.02

ウ 通期の週休2日(現場閉所)を達成した場合

補正の対象としない

エ 週単位の週休2日（交替制）を達成した場合

【労務費】 1.02 【現場管理費率】 1.03

オ 月単位の週休2日（交替制）を達成した場合

【労務費】 1.02 【現場管理費率】 1.02

カ 通期の週休2日（交替制）を達成した場合

補正の対象としない

（その他）

第7条 この要領に定めのない事項については、受発注者の協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和8年1月20日から施行する。